

事務連絡
平成30年7月13日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

公衆浴場法の解釈について

公衆浴場法の解釈について、今般、別添のとおり整理をしましたので、よろしくお取りはからい願います。

公衆浴場法の解釈について

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>災害時において入浴する機会を持たない多数の被災者がいる緊急事態に鑑み、被災地における支え合いの観点から、このような状況が継続している期間に限定し、医療施設等の浴室を地域の住民に開放する場合において、業として公衆浴場を営営することに該当しないと判断することは可能か。</p> | <p>公衆浴場法第2条第1項にいう「業」とは、その行為が社会性をもって行われ、かつ反復継続の意思をもってなされることをいう(昭和31年11月22日付け衛環第115号)。 「業」に該当するか否かについては、上記を踏まえ総合的に判断する必要があるが、御質問のような対応であれば、実施者の意図や実施期間が極めて限定的であることに鑑み、通常、業として公衆浴場を営営することに該当しないと判断することは可能と考えられる。なお、その場合においても、実施者においては、衛生管理に十分留意することが必要である。</p> |